

改正

昭和45年7月11日条例第42号
昭和46年3月18日条例第13号
昭和47年10月13日条例第37号
昭和49年7月23日条例第42号
昭和50年3月19日条例第16号
昭和51年7月12日条例第43号
昭和52年3月25日条例第12号
昭和53年3月24日条例第10号
昭和54年10月25日条例第36号
昭和55年3月26日条例第12号
昭和56年3月27日条例第7号
平成3年3月19日条例第10号
平成5年10月12日条例第41号
平成10年10月16日条例第53号
平成12年10月13日条例第71号
平成12年12月22日条例第83号
平成14年3月1日条例第4号
平成15年2月25日条例第1号
平成16年6月25日条例第44号
平成18年3月22日条例第27号
平成24年3月21日条例第23号
平成26年12月24日条例第101号
平成27年3月20日条例第15号
平成28年3月22日条例第22号
平成29年3月21日条例第21号
平成30年3月20日条例第18号
令和3年3月19日条例第14号
令和6年3月22日条例第20号

山形県看護職員修学資金貸与条例をここに公布する。

山形県看護職員修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する大学若しくは学校又は養成所（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条、第20条、第21条又は第22条の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県知事が指定した大学若しくは学校又は養成所。以下「看護職員養成施設」という。）に在学する者にその修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、もつてこれらの者の修学を容易にすることにより、県内における看護職員の確保及び資質の向上に資することを目的とする。

(貸与)

第2条 県は、看護職員養成施設に在学する者であつて、当該看護職員養成施設を卒業した後、県内において看護職員の業務に従事する意思を有するものに対して修学資金を貸与する。

(修学資金の種類及び額等)

第3条 修学資金の種類、貸与の相手方及び貸与の額は、次の表のとおりとする。

修学資金の種類	貸与の相手方	貸与の月額
保健師修学資金	法第19条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した保健師養成所に在学する者	50,000円以内

助産師修学資金	法第20条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した助産師養成所に在学する者	50,000円以内
看護師修学資金	法第21条の規定に基づき都道府県知事が指定した看護師養成所又は文部科学大臣が指定した大学若しくは学校に在学する者	50,000円以内
准看護師修学資金	法第22条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する者	50,000円以内

2 修学資金には、修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息を付する。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸与を受ける者は、知事が適当と認める連帯保証人を立てなければならない。

(契約)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、知事に申し込まなければならない。

2 知事は、前項の申込みを適当と認めたときは、当該申込みをした者と修学資金の貸与に関し契約を締結するものとする。

(貸与の休止)

第6条 修学資金の貸与を受ける者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を行なわないものとする。

(契約の解除)

第7条 知事は、修学生が在学する看護職員養成施設を退学したとき、及び心身の故障、学業成績の不良その他の理由により修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるときは、契約を解除するものとする。

2 修学生は、いつでも契約を解除することができる。

(返還)

第8条 修学資金（第3条第2項に規定する利息を含む。以下同じ。）は、修学生であつたものが次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該事由の生じた日（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間の末日）の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に月賦の均等払方式により、これを返還しなければならない。

(1) 看護職員養成施設卒業の資格に係る看護職員の免許を取得したとき（貸与の期間が満了した日から1年を経過する日までに当該免許を取得しなかつた場合は、当該1年を経過するとき。）。

(2) 前条の規定により契約を解除したとき。

2 前項の規定にかかわらず、修学生であつた者は、修学資金の全部又は一部を一時に繰り上げて返還することができる。

(返還の猶予)

第9条 知事は、修学生であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に該当する間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第7条第1項の規定により契約が解除された後も引き続き看護職員養成施設に在学しているとき。

(2) 看護職員養成施設を卒業した後更に他種の看護職員養成施設又は大学院の修士課程（看護に関する専門知識を修得するためのものに限る。以下「大学院修士課程」という。）において修学しているとき。

(3) 看護職員養成施設を卒業した後、他種の看護職員養成施設若しくは大学院修士課程への進学又は災害、心身の故障その他知事が特に認める事由（以下「災害等」という。）により業務に従事できなかった期間（以下「進学期間等」という。）を除き、1年以内に当該看護職員養成施設卒業の資格に係る看護職員の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の別表に掲げる施設において看護職員（別表第10号に掲げる施設にあつては看護教員（看護職員養成施設において看護職員の業務に関する知識及び技能を教授する者であつて規則で定めるものをいう。）。以下この号において同じ。）の業務に従事し、引き続きこれらの施設において看護職員の業務に従事しているとき。

- (4) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に保健師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県又は県内の市町村（以下「県等」という。）において保健師の業務に従事し、引き続き県等において保健師の業務に従事しているとき。
- (5) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に助産師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項に規定するこども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）において助産師の業務に従事し、引き続きこども家庭センターにおいて助産師の業務に従事しているとき。
- 2 知事は、前項に定める場合のほか特に必要と認めるときは、期間を定めて修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

（返還の方法の特例）

第10条 知事は、第7条第1項の規定により契約を解除したときは、第8条第1項の規定にかかわらず修学資金の全部又は一部を繰り上げて返還させ、又は前条第1項の規定による返還の猶予をしないことができる。

- 2 修学生であつた者が分割による返還期限までに修学資金を返還しなかつたときは、知事は、第8条第1項の規定にかかわらず、修学資金の全部又は一部を繰り上げて返還させることができる。

（返還の免除）

第11条 知事は、修学生であつた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 第9条第1項第3号から第5号までの規定に該当して修学資金の返還の債務の履行を猶予され、引き続き5年（別表第1号に掲げる施設において看護職員の業務に従事し、引き続き当該施設において看護職員の業務に従事している場合及び県等において保健師の業務に従事し、引き続き県等において保健師の業務に従事している場合にあつては7年）を経過したとき。
- (2) 前号に規定する業務従事期間中に、業務により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、前項に定める場合のほか特に必要と認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（違約金）

第12条 修学生であつた者が一括又は分割による返還期限（第9条の規定により修学資金の返還債務の履行を猶予されたときは、当該猶予に係る返還期限）までに修学資金を返還しなかつたときは、当該返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年14.5パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければならない。

- 2 知事は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約金の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年7月11日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年3月18日条例第13号抄）

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月13日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際現に看護職員養成施設の第2学年及び第3学年に在学する者に対するこの条例による改正後の第3条の規定の適用については、これらの者が看護職員養成施設の第2学年及び第3学年に在学する間は、なお従前の例による。

附 則（昭和49年7月23日条例第42号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際現に看護職員養成施設の第2学年及び第3学年に在学する者に貸与する修学資金については、これらの者が看護職員養成施設の第2学年又は第3学年に在学する間は、なお従前の例による。

る。

附 則（昭和50年3月19日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に看護職員養成施設に在学する者に貸与する修学資金については、その者が看護職員養成施設の第2学年又は第3学年に在学する間は、なお従前の例による。

附 則（昭和51年7月12日条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月分以後の修学資金について適用する。
- 2 この条例施行の際現に看護職員養成施設の第2学年及び第3学年に在学する者に係る修学資金の額については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和52年3月25日条例第12号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に看護職員養成施設の第2学年及び第3学年に在学する者に係る修学資金の額については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和53年3月24日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に看護職員養成施設の第2学年及び第3学年に在学する者に係る修学資金の額については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年10月25日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月分以後の修学資金について適用する。
- 2 昭和54年3月31日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月26日条例第12号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年3月31日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月27日条例第7号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年3月31日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月19日条例第10号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に貸与される修学資金の返還について適用し、同日前に貸与された修学資金の返還については、なお従前の例による。

附 則（平成5年10月12日条例第41号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（准看護婦修学資金に関する経過措置）

- 2 平成5年4月1日（以下「適用日」という。）前において保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第22条の規定により文部大臣が指定した学校に在学する者に対して貸与する資金で知事が別に定めるものの貸与を受けた者については、その知事が別に定める資金の貸与を改正後の条例の規定による改正後の条例第3条第1項に規定する准看護婦修学資金（以下「准看護婦資金」という。）の貸与とみなし、その者を准看護婦資金の貸与を受けた者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第11条第1項第1号中「7年」とあるのは、「5年」とする。

（従前の修学資金等の返還債務の免除に関する経過措置）

- 3 適用日前において改正前の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定により貸与された修学資金の返還の債務の免除及び適用日以後において改正後の条例の規定により当該修学資金の貸与を受けた者（前項の規定により准看護婦資金の貸与を受けた者とみなされる者を含む。）に対して貸与される当該修学資金と同じ種類の修学資金（同項の規定により准看護婦資金の貸与を受けた者とみなされる者にあつては、准看護婦資金）の返還の債務の免除についての改正後の条例第11条第1項第1号の規定の適用について

は、同号中「7年」とあるのは、「5年」とする。

附 則（平成10年10月16日条例第53号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第3条の規定並びに附則第3項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の山形県看護職員修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により貸与された修学資金の返還の債務の履行の猶予及び返還の債務の免除については、改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の条例の規定により修学資金の貸与を受けた者が、平成10年4月1日以後も引き続き当該修学資金と同じ種類の修学資金の貸与を受ける場合の修学資金の貸与、返還の債務の履行の猶予及び返還の債務の免除については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月13日条例第71号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与される修学資金（同日前に修学資金の貸与を受けた者が引き続き貸与を受ける当該修学資金と同じ種類のもの（以下「継続貸与資金」という。）を除く。）について適用し、同日前に貸与された修学資金及び継続貸与資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日条例第83号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月1日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において貸与された第6条の規定による改正前の山形県看護職員修学資金貸与条例第3条第1項に規定する保健婦修学資金、助産婦修学資金、看護婦修学資金及び准看護婦修学資金は、第6条の規定による改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例第3条第1項に規定する保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金とみなす。

附 則（平成15年2月25日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与される修学資金（同日前に修学資金の貸与を受けた者が引き続き貸与を受ける当該修学資金と同じ種類のもの（以下「継続貸与資金」という。）を除く。）について適用し、同日前に貸与された修学資金及び継続貸与資金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月25日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第27号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第4号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第23号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第101号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第15号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第22号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定により貸与された修学資金の返還の債務の履行の猶予及び返還の債務の免除については、改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月21日条例第21号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 3月20日条例第18号）

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 3月19日条例第14号）

- 1 この条例は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条及び第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与される山形県看護職員修学資金貸与条例（以下「貸与条例」という。）第 1 条に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）（同日前に修学資金の貸与を受けた者が引き続き貸与を受ける当該修学資金と同じ種類のもの（以下「継続貸与資金」という。）を除く。）について適用し、同日前に貸与された修学資金及び継続貸与資金については、なお従前の例による。
- 3 修学資金の貸与を受ける者であった者であって施行日において次の各号のいずれかに該当するものについては、改正後の第 9 条、第11条及び別表の規定は、適用しない。
 - (1) 看護職員養成施設を卒業した後、改正後の第 9 条第 1 項第 3 号に規定する進学期間等（以下「進学期間等」という。）を除き、1年以内に当該看護職員養成施設卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（介護保険法（平成 9 年法律第123号）第42条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第15項（第 1 号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）において改正後の第 1 条に規定する看護職員の業務に施行日前から施行日まで引き続き従事している者
 - (2) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に当該看護職員養成施設卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の複合型サービス事業所（介護保険法第42条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）において改正後の第 1 条に規定する看護職員の業務に施行日前から施行日まで引き続き従事している者
 - (3) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に保健師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県又は県内の市町村において保健師の業務に施行日前から施行日まで引き続き従事している者

附 則（令和 6年 3月22日条例第20号）

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第 7 条の規定による許可に係る病床数（以下「許可病床数」という。）が200床以上の病院（同法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。）であつて次号に該当しないもの
- (2) 許可病床数が200床以上の病院であつて当該許可病床数のうち精神病床の数が80パーセント以上を占めるもの
- (3) 許可病床数が200床未満の病院
- (4) 診療所（医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう。）
- (5) 介護老人保健施設（介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）
- (6) 介護医療院（介護保険法第 8 条第29項に規定する介護医療院をいう。）
- (7) 訪問看護事業所（介護保険法第41条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）
- (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（介護保険法第42条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第15項（第 1 号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）
- (9) 複合型サービス事業所（介護保険法第42条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第14項に規定する地域密着型サービス事業（介護保険法第 8 条第23項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）
- (10) 看護職員養成施設